

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額について

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設等(本町では、認定こども園および保育園)の利用者負担額については、市町村が国の基準の範囲内で、認定区分ごとに定めることとされており、本町の利用者負担額は下表のとおりです。

表1:教育標準時間認定(1号)

単位(円)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)
階層区分	定 義	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
第2	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む。)	2,700 (1,400) [0]
第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	14,100 (7,100) [0]
第4	市町村民税所得割課税額211,200円以下	18,500 (9,300) [0]
第5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	22,800(11,400) [0]

注1 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は()内の金額に、3人目以降については[]内の金額になります。

2 月の途中で入所又は退所した児童のその月に係る負担金については、日割計算による額を徴収します。

なお、算定した利用者負担額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

3 市町村民税未申告世帯は、第3階層とします。

4 次に掲げる世帯に該当する場合は、この表の規定にかかわらず、第2階層と認定された世帯は0円に、第3階層と認定された世帯は当該利用者負担額から1,000円減じた額とします。

①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

②次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

5 利用者負担額は、4月～8月は前年度市町村民税額、9月～翌年3月は当該年度市町村民税額により決定します。

6 市町村民税所割額は、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等)前の額となります(調整控除は除く)。

7 この基準額表は、今後改定することもありますので、ご承知おきください。

※注2～7は、表1、表2共通の注意事項です。

表2:保育認定(2・3号)

単位(円)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定 義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	5,400 (2,700) [0]	3,600 (1,800) [0]	5,300 (2,600) [0]	3,500 (1,700) [0]
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	11,700 (5,900) [0]	9,900 (5,000) [0]	11,500 (5,800) [0]	9,700 (4,900) [0]
第4	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	18,000 (9,000) [0]	16,200 (8,100) [0]	17,600 (8,800) [0]	15,900 (8,000) [0]
第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	29,000 (14,500) [0]	20,000 (10,000) [0]	28,500 (14,300) [0]	19,600 (9,800) [0]
第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	39,700 (19,900) [0]	21,600 (10,800) [0]	39,000 (19,500) [0]	21,200 (10,600) [0]
第7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	51,500 (25,800) [0]	23,300 (11,700) [0]	50,600 (25,300) [0]	22,900 (11,500) [0]

注1 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は()内の金額に、3人目以降については[]内の金額になります。

2 保護者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を3人以上養育又は監護し、かつこれらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順に数えて第3番目以降の3歳未満児に係る利用者負担額を0円とします。

3 利用者負担額は、年度途中で3歳になっても年度末(3月)まで変更しません。

※表1の注2～7もお読みください。